

〈リース期間定額法の計算式〉

$$\left(\text{リース資産の取得価額} - \text{残価保証額} \right) \times \frac{\text{その事業年度におけるリース資産のリース期間の月数}}{\text{リース資産のリース期間の月数}}$$

〔留意点〕

- ① リース資産の取得価額は、残価保証額がない場合には、リース費用の総額となる。ただし、法人がその一部を利息相当額として区分した場合には、その区分した利息相当額を控除した金額となる。
- ② 上記算式中の「残価保証額」とは、リース期間終了の時に、リース資産の処分価額が所有権移転外リース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合に、その満たない部分の金額を当該所有権移転外リース取引に係る賃借人がその賃貸人に支払うこととされている場合における、当該保証額をいう（法令48の2⑤6）。
- ③ 上記算式における月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする（法令46の2⑥）。

引の目的とされている資産（以下「目的資産」という）が無償又は名目的な対価の額でそのリース取引に係る賃借人に譲渡されるものであること。

ロ そのリース取引に係る賃借人に対し、リース期間終了の時又はリース期間の中途において目的資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること。

ハ 目的資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、その目的資産がその使用可能期間中、そのリース取引に係る賃借人によってのみ使用されると見込まれるもの

であること又はその目的資産の識別が困難であることと認められるものであること。

ニ リース期間が目的資産の法定耐用年数に比して相当短いもの（そのリース取引に係る賃借人の法人税の負担を著しく軽減することになると認められるものに限る）であること。

（注） 逆に、リース取引がこれらのいずれかに該当すれば、企業会計基準でいう「所有権移転ファイナンス・リース取引」となりません。

なお、このリース取引に適用される償却方法である「リース期間定額法」とは、左

記の算式によって計算します。

(2) 賃借料処理の特例

(1)で述べたように、平成十九年度の税制改正によって、平成二十年四月一日以後に締結された所有権移転外リース取引も売買があつたものとされ、賃借人は目的資産の減価償却を行うのが原則ですが、賃借人が賃借料として費用計上をしたとしても、その金額は償却費として損金経理をした金額に含まれるとされていますので、リース料がリース期間の経過に比例して発生するものであれば、企業会計上、賃借料処理をしたとしても、原則として、申告調整は不要となっています。

このことから、中小企業は従来どおり、毎月支払うリース料を「賃借料」で処理することに出来るでしょう。貴社も同様です。

賃貸人の処理

平成二十年四月一日以後のリース契約から売買があつたものとされるリース資産の引き渡し（「リース譲渡」という）が長期割賦販売等の範囲に含まれるとともに、見直された延払基準によって収益を計上することになります。なお、収入のうち受取利息相当分は利息法で計上することになります。